

『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。

給付金額の算定

給付金額は、以下の式で算定します。

$$\text{休業前の1日あたり平均賃金} \times 80\% \times \left[\text{各月の日数 (30日又は31日)} - \text{就労した日数 (労働者の事情で休んだ日数)} \right]$$

① 1日あたり支給額 (11,000円が上限) ② 休業実績

- ・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、**時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象**となります。
- ・ 週5回から週3回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。
(就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)

支給対象

主に以下の条件に当てはまる方に休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。**なお、事業主負担はありません。**

- ① 令和2年4月1日～緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小事業主に雇用される労働者**
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない方

いわゆる日々雇用やシフト制の方も、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成※すれば、支援金・給付金の対象となります。

※ 以下のケースであれば休業の事実が確認できない場合であっても対象となる休業として取り扱います。

- ① 労働条件通知書に「週〇日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ているといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
- ② 休業開始月前の給与明細などにより、6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

申請方法

オンライン、郵送の2種類あり、労働者の方から直接申請いただけます。（事業主経由での申請も可能です。）

- 【必要書類】（1）支給申請書（2）支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成※）
（3）本人確認書類（免許証の写しなど）（4）振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）
（5）休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）

※支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。

- オンライン申請される場合、下記厚生労働省HP特設サイト中の申請ページにアクセスしてください。
- 郵送申請される場合、下記あて先に郵送してください。

〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

対象期間および申請期限

休業した期間	申請期限
令和2年10月～12月	令和3年3月31日（水）
令和3年1月から緊急事態宣言が 全国で解除された月の翌月末までの期間 ※現行の緊急事態宣言を前提とすると4月末まで	対象期間の末日の属する月の3ヶ月後の末日 ※対象期間が4月末までの場合、7月末

※ **申請開始日は休業した期間の翌月初日から**となります。（例：1月の休業であれば2月1日から申請可能）

※ 休業した期間が令和2年4～9月であっても以下の場合であれば申請を受け付けます。

・ **10/30に公表したリーフレットの対象となる方（※）**

→ **令和3年3月31日（水）**までに対象となる旨の疎明書を添付して申請いただければ、本制度を知った時期にかかわらず受け付けます。

・ **既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方**

→ 支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。

- （※）
- ・ いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方
 - ・ ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合
 - ・ 上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確（「週●日勤務」など）であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合

お問い合わせ

■ **休業支援金の詳細な申請方法等についてのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ**

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8：30～20：00 / 土日祝 8：30～17：15

その他、休業支援金に関するQ & Aや、申請書等は厚生労働省HP特設サイト
（下記URL）に掲載しています（「休業支援金」等で検索ください）。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>



■ **総合労働相談コーナーのご案内**

休業支援金の申請に関連して、職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。

同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇止め、配置転換、休業手当の未払い、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

